

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境整備を図るため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 ： 育児休業取得後の職場復帰割合を80%以上とする

<対策>

- 令和7年4月～ 産休見込み職員に対し出産・育児休業等に伴う制度及び職場復帰プログラムの指導を実施（含 仕事と育児の両立に関する意見聴取配慮）、復職に関する意向等をヒヤリングし職場復帰しやすい環境を構築
- 令和7年10月～ 育児休業取得者に対して復職に向けた進捗状況を継続的にヒヤリングし、復職に向けた課題等についても情報共有
- 令和8年10月～ 育児休業後の職場復帰率の検証と問題点の洗い出し、改善計画を立案
- 令和9年4月～ 職場復帰後の活躍状況の確認とヒヤリングを実施

大宮シティクリニック